

# 「自筆証書遺言書保管制度」創設から1周年

自筆で作成した遺言書を法務局で保管する制度が昨年からスタートし、本年7月で1年が経過しました。

一般的な遺言書としては、公証人が関与して作成し公証役場で保管する公正証書遺言書と自分で作成し自分で保管する自筆証書遺言書があります。

自筆証書遺言書は、遺言者本人だけで作成できるという手軽さがメリットである反面、遺言者の死亡後に遺言書が発見されなかったり、不正に書き換えられてしまうといった「保管」に関することや裁判所で検認を受けなければならないといった問題が指摘されていました。

そこで、自筆証書遺言書のメリットを損なわず、保管の問題等を解消するための方策として、法務局で自筆の遺言書を保管する「自筆証書遺言書保管制度」が創設されました。

この制度を利用することで、遺言書の保管に関する問題が解消されるほか、裁判所の検認が不要となり、「遺言者の最終意思の実現」と「相続手続の円滑化」が図られることとなります。また、遺言書を作成することは、現在、多くの国民が感心を寄せ、様々なメディア等でも取り上げられている「終活」の一部であるともいえますので、終活を行う中での自筆証書遺言書の作成についてご検討されてみてはいかがでしょうか。

なお、法務局における「自筆証書遺言書保管制度」を利用する場合は、次の点にご注意いただく必要があります。

- ①法務局では遺言内容についてのご相談はお受けできません。
- ②保管した遺言書に記載された遺言の有効性を保証するものではありません。
- ③遺言者本人が窓口に来て手続きする必要があります。
- ④保管する際の手数料として、3,900円を収入印紙で納めていただく必要があります。

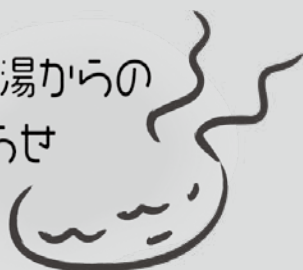
詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)



左記 QR コードから  
ご覧いただけます。

## ぬくもりの湯からの お知らせ



ぬくもりの湯に来館される皆様には、感染症予防のため「マスクの着用」「手指消毒」「来館時の体温測定」をお願いしています。体調不良の方はご来館を控えていただくなど、引き続きご理解・ご協力をお願いします。

### 銭湯ラン、始めました

ぬくもりの湯を起点として、町内をランニングしてみませんか？ランナー専用のロッカーをご用意。ランニングでいい汗かいて、広い浴室とミストサウナで疲れを癒しましょう。ご利用された方へ、軽食コーナー 300円以上のご利用で使える 100円引き券をプレゼント！

9月のカラダ測定会 21日（第3火曜日）13時～16時

※体組成測定と作業療法士による診断を受けられます！

9月の休館日 14日（第2火曜日）、28日（第4火曜日）

問合せ ぬくもりの湯 ☎ ☎2968（営業時間11時～22時）